

佐賀県北部児童相談所長様

佐賀県北部児童相談所の第三者評価  
**報告書**

(令和7年度3月)

一般社団法人日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 一般社団法人日本児童相談業務評価機関

## 児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人日本児童相談業務評価機関は以下の方法で佐賀県北部児童相談所第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2025年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

##### ・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報等

### 3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

# —目次—

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
<b>総評</b>	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	10
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	11
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	13
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	15
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	17
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	18
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	19
<b>アンケート結果</b>	
こどもアンケート結果.....	21
関係機関アンケート結果.....	41



# 総評

(2025年11月11日(火)～12日(水) 実地調査実施分)

## 総評

### <概要>

佐賀県北部児童相談所（以下「北部児相」という）は佐賀県（以下「県」という）の北部 2 市 2 町、管轄人口は 2024（令和 6）年度で約 19.5 万人です。佐賀県中央児童相談所（以下「中央児相」という）からの距離や保護者、関係機関の利便性を考慮して 2018（平成 30）年 10 月に設置されました。

職員は、所長 1、課長 1、スーパーバイザー（以下「SV」という）1、児童福祉司（以下「福祉司」という）5、児童心理司（以下「心理司」という）4、保健師 1 の計 13 名です。なお、社会福祉の専門職採用が 2024（令和 6）年度から始まり、北部児相にも 1 名配置されています。また福祉司、心理司ともに法定配置基準を満たしています。

なお、こども家庭庁の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料では北部児相と中央児相とは別ですが、佐賀県の行政組織では佐賀県総合福祉センター（以下「センター」という）の一部という位置づけで、北部児相の所長はセンターの副所長、北部児相自体はセンターの相談第 2 課となっています。

さらに児童養護施設と乳児院へ措置された子どもや里親に委託した子ども（以下「措置児等」という）は、中央児相の自立支援班が担当しています。これは施設からの「児童相談所（以下「児相」という）の窓口一本化の要請」も踏まえ、措置児等や保護者への支援を考えた体制としたものです。なお、以前は北部児相にも自立支援担当職員が配置されていましたが、自立支援班の会議等への出席のために中央児相で勤務することが多かったため、中央児相に配置換えされた経緯があります。

なお、北部児相は一時保護施設（以下「一保」という）は併設されておらず、一保のある中央児相までは距離で約 50 km、車で 1 時間半程度の距離です。

### <評価できる点>

#### ○ 第三者評価を受けての改善

昨年度、中央児相が受審した第三者評価での指摘を受け、県として子どもの権利ノートを全面的に改定し、新たに作成された一時保護用の権利ノートでは、単なる権利の説明だけでなく一保や施設の生活の中で「学ぶ」「遊ぶ」「知る」などの権利の擁護について具体的に説明されていることは評価できます。さらに同じく指摘を受けて、休日夜間の虐待通報の受理及び対応業務について民間団体への委託を開始しており、従来の中央児相の一保が対応するシステムを改善していました。第三者評価は、当該自治体が改善するきっかけとなることが目的であるため、この取り組みは高く評価します。

#### ○ サインズ・オブ・セーフティーの徹底

福祉司一人当たりの担当件数は 20 件以下であり、全国でも有数のケース数の少なさで、個々のケースに対して丁寧な対応が行われていました。その理由の一つは、サインズ・オブ・セーフティー技法（子どもの安全確保を保護者と一緒に構築する技法：以下「SofS」という）で虐待ケースの対応を徹底していることにあると考えます。この手法を用いることで支援のゴールが明確になり保護者との協働がしやすく、結果的に短期で支援が終結すること、また市町との協議についても SofS を使うことで必要な支援が明確になり、結果として市町の支援力が向上し、北部児相での虐待相談件数の減少につながっている側面があると考えられます。

#### ○ 職員の心理的安全性

北部児相は職員数が少なく 1 つの事務室に全員が勤務しているため、すべての職員のケース概要を他の職員が知っており、上司とも話しやすい雰囲気職員で職員の心理的安全性が確保されています。また職員の自己評価が高い

(Sが多い) のは、職員の自己肯定感や自信の表れでしょう。負担の大きい児相の業務に職員が肯定的に取り組んでいることを高く評価します。

先述の SofS もこの職場環境の良さに寄与しているのではないかと考えます。SofS の技法に則り、ケース検討を行うときには随時参加できる職員で 1 時間程度検討し、保護者に紙で渡すメッセージの原案を参加者一人ひとりが書いて担当者に手渡すため、担当者は多様な視点が得られると同時に、参加した他の職員の研修の場にもなっています。また、SofS が職員間の共通言語となり、ケース理解や児相対応としてすべきこと、援助のゴールまでが見える化されています。その結果、保護者との面接がケースの状況確認や安否確認に終わらず、子どもの安全確保と家族への具体的な支援に繋がっていると思われます。

このように、SofS の採用はケース対応のみならず職員間の情報共有や一体感の醸成にも有効で、職員のチームワークや自己肯定感につながっていることは高く評価できます。さらに SofS の継続的・安定的実施を可能とするための研修計画や遂行も十分になされており、特定の個人による成果ではなく組織として確立されている点は、「児相の理想の姿」のひとつとして高く評価できます。

#### ○ 家族支援への取り組み

さらに児相の継続支援のメニューとして、北部児相を会場に、トリプル P（保護者が適切に子どもに対応する方法のトレーニング）を委託団体が提供しており、2024（令和 6）年度は延べ 7 回行われています。一般的には児相の支援メニューは面接指導が中心ではありますが、有効な方法だと思います。

#### ○ 進行管理の徹底

また進行管理として在宅の継続指導中のケースは毎月、措置等は 2 か月に 1 回、SV や課長、所長等で福祉司全員の現在担当しているケースの状況確認を確実に行っていきます。

市町との連携も良好で、市町の体制が整備された関係もあり、北部児相の虐待相談件数が 2 年連続して減少しています。親子分離になる前に支援が入ることで虐待の予防や再発の防止につなげる、という国の方針にも沿った体制が、北部児相管内でできていました。

#### ○ 専門性担保

なお、社会福祉職の採用が 2024（令和 6）年度から、と全国的には比較的遅い開始なのですが、SV や課長、所長が全員児相経験者であることにより児相の専門性が担保されている点も、ひとつの方法だと感じました。

#### <改善が必要な点>

現在の非常に高いクオリティを今後も維持・確保するために、いくつか検討が望まれます。

#### ○ 福祉班長の負担

まずケースの進捗管理や夜間・休日の緊急対応など、多くの業務が福祉班長（＝福祉司の SV）に集中しており、負担が大きいように思います。現状では補助的な立ち位置の職員がいるため対応できていますが、SV の補助業務に当たる職員の配置は制度化されていません。現在は法定通りの福祉司 5 人に SV 1 人という割合ですが、業務の実情に鑑みるとこれでは不十分と思われるため、最低限でも福祉司 3 人に SV 1 人という体制を目指していただきたいと考えます。

○ 判定班の見直し

また心理司 4 人をまとめる班長（以下「判定班長」という）は、実質的に SV の役割を担っています。しかし判定班長は自分でもケースを持ちながら経験が少ない職員の育成も行っており、負担は大きいように思えました。その結果、北部児相がかかわる子どもの心理アセスメントや心理支援が十分に行えない事態の発生が危惧されます。この状況の改善のためには、判定班にもケースを持たない SV が必要であると考えます。そのため心理司を 1 人増員したうえで、判定班に SV の配置についてご検討ください。

○ 自立支援班のあり方

措置児等を自立支援班が担当していますが、その所在は中央児相です。ケースの管理をしているのは北部児相の課長や所長であるものの、ケース支援に伴う情報の共有において懸念も感じました。特に措置等で分離した子どもと家族との関係の継続や再構築を考えるうえで、家族とかかわったことがない中央児相の自立支援班が担当するのは、再統合や交流において支障はないでしょうか。自立支援担当者を北部に配置することについて、以前は行っていましたが、メリット・デメリットの再評価も必要かと思えます。併せて、北部児相へ一保が併設されていないことについても課題点を整理していただき、ご検討いただきたいと思います。

**（特記）**

本来の第三者評価の対象ではありませんが、今年 5 月に発生した一時保護委託中の子どもの保護者による施設職員の殺害事件について、北部児相の業務への影響を確認しました。その結果、既に県及び施設が共に様々な再発防止策を行っていました。今後も、北部児相としても、引き続き必要な支援に取り組まれることを望みます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案等
職員	<p>SofS を中心とした北部児相の対応は当たり前ではありません。先輩職員の試行錯誤や、目指す目標に向かって努力した結果です。先輩職員が大切にしてきたことや目指したものを学び、子どもの安全確保や権利擁護、そして家族の幸せの実現に向けて何が必要なのか、今後も一つひとつのケースに丁寧に対応しながら考えることを提案します。</p>
児童相談所	<p>北部児相の現状は高く評価しますが、これらは SV や判定班長の努力によるものが大きいという印象を受けました。個人の努力に依存することなく制度（システム）として支援の質が保障できるよう、県への職員体制整備等に関する働きかけも必要と考えます。</p> <p>また市町や関係機関とは良好な関係のようですが、前所長を中心に、課長、SV が市町・関係機関の相談を気軽に受ける関係を築いた結果とも伺いました。現在の関係性は容易に変わる可能性がありますので、市町とのパートナーシップに基づく機関連携に向けて今後も継続的な働きかけや協議も必要と思われる。</p>

<p>設置自治体</p>	<p>現在の SV は補助的な役割を担う職員がいるため問題は生じていませんが、制度的にサブ SV の職員配置は保障されていません。北部児相では福祉司の法定配置数は満たしていますが、全国の多くの児童相談所（以下「児相」という）の状況も踏まえると、SV の配置が福祉司 5 人に 1 人では、職員の業務面・精神面のサポートが十分に行えていないこともあるように思われます。福祉司の病休や離職等を防ぐため、子どもの命にかかわる業務に携わる福祉司には、最低でも職員 3 人に対して SV 1 人は必要と思われます。県としてご検討ください。</p> <p>また北部児相では判定班の班長は実質的に SV 機能を担っていますが、班長自身が多量のケースを持つなど負担が大きいように思いました。そのため判定班長が現在担っている業務内容を見直し、心理司を増員して、判定班を「判定員（現状 3 人＋新規 1 人）＋保健師」で編成すること、SV（ケースを担当しない）の新たな配置をご検討ください。</p> <p>さらに、県として福祉司や心理司の SV 育成やキャリアデザイン等について現状では明確なものがないようですが、これは課題ではないかと思われます。児相は子どもの命と権利を守る機関であるため、その職員体制の不備は子どもの安全確保を危うくする可能性がある点について、留意していただきたいと思います。</p> <p>なお、現在の庁舎は心理検査室がなく、相談室も窓のない、やや手狭な構造です。北部児相の設置に際してのさまざまな調整の結果と伺いましたが、現状では不十分であり、将来的に児相として必要な機能を十分に備えた庁舎の整備が課題であると思われました。</p> <p>また北部児相を独立した児相と表明している以上は、業務概要等では中央と北部の実績を分けて掲載する方が望ましいと思われますので、ご検討ください。</p>
<p>国</p>	<p>今回の評価でも、「虐待相談の受理」や「対応件数の計上の行い方」、「対応内容の決定の仕方」などに、児相設置自治体毎で大きな違いがあることが分かりました（例えば同一の虐待内容でも通告者が異なれば別件受理するかどうかの差異など）。虐待の件数は社会的関心の高い事項であり、件数計上のルールを急いで整理する必要があると思われまます。</p> <p>また今般の法改正により、一時保護中の子どもと保護者との面会通信制限が可能になりました。しかし、ほとんどのケースでは、行政処分を下すことなく面会制限をおこなっていません。全体総評の特記でも触れた佐賀県での事件を踏まえ、一時保護中の子どもと保護者の面会に関する制限のあり方について、十分にご検討いただきたいと思います。</p>

## 第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等	
<p><b>&lt;評価できる点&gt;</b></p> <p>2024（令和6）年度の中央児相の第三者評価での指摘を踏まえ、一保や施設用の権利ノートについて両児相と主管課等他部門の職員によるチームを編成して見直し、子どもの権利の説明と同時に、一保や施設生活での中での権利保障についても分かりやすく説明されているのは素晴らしいと思います。</p> <p>また、受理会議や援助方針会議の資料に「子どもの意向」を記入する欄が設定されており、子どもの意向を確認しながら支援策が検討されています。</p> <p>さらに、一保を附設していない児相ですが、中央児相の一保にいる子ども達とは福祉司、心理司が週に1～2回訪問面接を行っているとのこと、細やかに意見聴取をする機会が設定されていると評価します。</p> <p>一時保護中に、担当福祉司、担当心理司、一保担当職員に子ども自身が加わった「四者協議」が原則1回以上開催されています。これは、保護中の子どもについての情報共有やアセスメントを目的とした職員のみ参加の観察会議とは別に、退所後に向けた子どもの意向確認や、それに向けての準備を、子ども自身を交えて開催されるもので、全国的に見てもすばらしい取り組みです。</p> <p><b>&lt;改善が必要な点&gt;</b></p> <p>低年齢児の場合、意向の確認を言語レベルで明確に行うことの難しさはあると思いますが、会議資料の子どもの意向欄に、子どもの状況の記載にとどまっていると思われる記述があり、そのことに関する質疑や確認がなされなかったことは気になりました。今後は十分に検討されることを期待します。</p> <p>今回改定された子どもの権利ノートについてはアドボケート制度などの記載がなく、この点も次回の改訂時に加筆すべきかと思われました。</p> <p>なお、四者協議やその他の場面において、子どもが意見を形成していく過程や、それを表明する場における支援がさらにあると良いと思います。意見表明支援員が一保で導入されていますが、四者協議の場における子どもは圧倒的に弱い立場にあります。子どもが対等かつ自由に意見表明できるように、もしかすると既に行われているかもしれませんが、例えば四者協議の前に福祉司や心理司、意見表明支援員等との個別の面接で意向を確認したり、意向表明の方法を一緒に考えるなど、更なる取り組みがあると、なお良いと感じます。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

## 第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

### 総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

#### <評価できる点>

職員 13 名が同じ事務室で勤務している小規模な児相ということもありますが、執務スペースは全体的によく整理整頓されており、福祉司、心理司、保健師、管理職等職員全員が常に情報共有が可能な環境で、若手職員が困りごとを相談しやすい雰囲気であり、情報共有や相互の支え合いが良好な風通しの良い状況にありました。

SofS の組織的導入により、共通言語として、また情報共有や支援方策の検討ツールとして、ケースごとに取り組むべきことや援助ゴールまでの道のりの見える化において高い効果を発揮していました。

また、組織としての取組みが持続可能となるための研修が整備されていました。例えば新規採用職員だけでなく 2 年目以降の職員にも豊富で多様な研修が準備されています。特に SofS については、「県外で開催される基礎研修に新人を派遣して研修を受けさせ、月 1 回の勉強会を所内で行う」、「虐待通告があった場合に在庁している職員が参加して SofS を用いて児相が心配している点や支援ゴールをみんなで話し合い、最後の 10 分でその内容をメモとして職員に渡す」など、職員のスキルアップと同時に担当者の孤立を防ぐ対応が図られていました。

結果的に若手職員も含め、職員の自己肯定感の高さにつながり、個々の職員だけでなく、職場全体としての健康度と心理的安全性の高さにも寄与していました。

さらに福祉司一人あたりの担当が 20 ケース以下、と極めて健全な状態が成立できており、全国でもトップクラスです。その要因としては、①虐待情報受理時に在所の職員で 1 時間程度「児相が心配していること」と「安全が確保された状態」について整理し、②保護者に整理された内容を文書で示しながら「子どもが家庭で安全にすごす」ゴールを保護者に示し、③ゴールに至るまでのプランを保護者と一緒に検討する、という SofS の手法を使うことにより、児相のかかわりの終点が明らかになり、市町への送致もスムーズに行われていること等が考えられます。

なお、社会福祉職の専門職採用は 2024（令和 6）年度から開始、と比較的遅いのですが、SV や課長、所長は児相経験者が任用されており、児相の専門性が担保されていました。

#### <改善が必要な点>

佐賀県では上記の通り 2024 年度の福祉専門職の採用が始まったばかりであり、現在の児相の職員数も少ないことから、児相業務を担う職員や管理職の体系的な育成（キャリアパス）は見られませんでした。ただし、県では一保中の子どもの四者協議や SofS など、全国のモデルとなる取組みが行われていました。そのため児相の支援の質をさらに向上させるために、児相からの声を聴きながら県全体で児相業務を担う職員の体系的な育成が必要であると考えます。また現在の組織においては、1 課 2 班的構成でありながら、福祉司の SV のみ 1 名配置されています。心理司は 4 名配置され、判定班の班長はケースを担当しながら判定班の実質的な SV 機能を担っており、負担が大きいように思われます。そのため心理司の SV 配置が望まれます。

福祉司の SV については法定の通り福祉司 5 人に SV が一人配置されています。現状は SV 業務の補佐を十分に担える中堅職員が配置されているため業務に支障はありませんが、制度的にはサブ職員の配置は保障されていません。子どもの生命を預かり、多様な保護者対応と市町等の関係機関との調整という複雑な業務を担っている福祉

司に対しては、できればもう 1 名配置されることで SV の負担を軽減し、更なる効率化や質の向上につなげられることを期待します。

措置児等は措置・委託後概ね 1 か月で中央児相の自立支援班へ担当が引き継がれます。これは施設側の「担当者を一元化してほしい」という要望に応える対応であり、北部児相が措置等の前に設定した支援方針は引き継がれ、現状での問題はないようです。しかし中央児相の所属であるため、家族状況や在宅支援中の経過など細かいニュアンスまでは伝わっていない可能性もあります。また家庭復帰が行われた場合には、再度、北部児相の地区担当福祉司が担当するため、その子どもや家族を一貫して支援する福祉司はいません。これらの課題解消のため、北部児相の福祉司を 1 名増員し、措置児等を担当するのはいかがでしょうか。同じ事務所内での引継ぎであるため、情報の共有もしやすいと思われます。措置児等を中央児相の自立支援班が担当することにはメリットもデメリットもあり、福祉司が 6 人になると SV 配置など様々な影響があると思われませんが、ご検討いただければと考えます。

終結したケースは鍵のかかるキャビネットに保管され、受理年度ごとに虐待在宅ケース、措置・委託ケース、その他のケースと、分かりやすく整理されていました。ただし、在宅ケースは袋詰めされておりファイリングされていなかったため、落とした時など資料の順番が分からなくなる可能性を心配しました。支援中のケースはファイリングされているようであるため、そのファイルごとに袋詰めするなど、改善が必要と思われます。

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	<b>B</b>
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	<b>S</b>
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	<b>A</b>
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	<b>S</b>
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	<b>A</b>
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	<b>A</b>
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	<b>A</b>

### 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等
<p><b>&lt;評価できる点&gt;</b></p> <p>以前は休日夜間の緊急通告を中央児相の一保職員が対応していましたが、2024（令和6）年度の第三者評価での指摘を受け、早急に民間委託に切り替え、一保職員の負担軽減を行ったことは高く評価します。</p> <p>北部児相が受け付けたすべてのケースについて、その日のうちにSV または課長や所長に報告することで、虐待の見落としを防いでいます。また虐待通告については1か月以内に保護者に会い、2か月までに対応方針を決定することに努め、毎週の援助方針会議の場で進捗状況の報告がなされることで、対応の遅延を防いでいます。</p> <p>受理会議・援助方針会議の資料に関係機関の意向も記載する欄が設定されているため、職員が関係機関と情報共有や意向確認をしながら方針決定するようシステム化されていました。</p> <p>北部児相はSofSを用いたケース対応によって、保護者と対立することなく、発生した事象や目指すゴール、安全確保のための具体的プラン等について、保護者との共通理解や協働が図られています。その結果、子どもの安全確保に非常に効果的であると同時に、保護者との協働が進み対立的な関係になって福祉司が疲弊することも少ないようです。</p> <p>また各福祉司の担当ケースが平均20ケースと少ないこともありますが、一時保護中、在宅支援中、措置等の子どもなど福祉司が担当している全ケースについて、月に1回～2か月に1回の頻度で、課長と所長による福祉司ヒアリングとしてケースの進行管理が行われています。この高頻度な状況確認や課題の検討で、対応の遅れや漏れを防ぐことに寄与しています。</p> <p>さらに中央児相の警察からの出向職員、自立支援班、一保等のスタッフを交えた援助方針の検討が、ITを用いたハイブリッド会議で行われており、北部児相にない部署の意見も取り入れて多角的に検討されていました。このような会議運営は、児相のDX化推進の観点からも先進的な取り組みであると思われました。</p> <p><b>&lt;改善が必要な点&gt;</b></p> <p>平日昼間の緊急ケース対応は福祉司全員で分担していましたが、夜間及び休日の緊急対応はSV と課長が対応していました。職員数の少なさと職員の負担軽減を配慮するという側面は理解できますが、SV 及び課長の負担が懸念されます。</p> <p>受理会議において、ケースによっては心理司の意見も重要になるケースがあると思います。判定班の班長は多忙なようで、随時開催される受理会議に全て出席することは困難かもしれませんが、心理司の意見も十分に反映されるよう、受理会議のメンバー構成を再検討いただくことを望みます。</p>

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	S
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	S
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

## 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等	
<p><b>&lt;評価できる点&gt;</b></p> <p>北部児相が措置した措置児等は中央児相の自立支援班が担当していますが、このことによって措置児相としての一貫した支援が損なわれないために、所長と課長が月 1 回程度リモートで措置児相として状況を確認し、家庭復帰が見えてきた時点で北部児相の地区担当福祉司と並走するという切れ目のない、かつ柔軟な支援のあり方は評価できると思います。</p> <p>一時保護解除時に SofS によるセーフティープランを立案したり、ワーズアンドピクチャーズに積極的に保護者を参加させ、在宅支援の質を向上させている点は素晴らしいと思います。また措置や委託解除で家庭に戻る際には必ず関係者と個別ケース検討会議を開催し、家庭復帰後の支援策を検討しています。さらに家庭復帰後の児童福祉司指導の内容については保護者と SofS でセーフティープランを定めており、児相関与の終結が明示されていることは高く評価します。</p> <p>なお管内の心理治療施設や児童自立支援施設への入所児童については佐賀北部が担当していますが、適切に連携がされていました。</p>	
<p><b>&lt;改善が必要な点&gt;</b></p> <p>北部児相では一時保護中は週 2 回の面接に努めていますが、自立支援班は措置児等に少なくとも年 2 回以上の面会に努めているとのことでした。中央児相の自立支援班は今回の第三者評価の対象ではありませんが、北部児相の措置児等への適切な支援という観点からすると、面会頻度の更なる増加をルーティーンとして目指していただきたいと思います。例えば、5～6 月に担当者変更のあいさつや子どもの進学、進級に伴う環境の変化への思いの把握、夏休みに権利ノートを使った被措置児童虐待と子どもの権利についての確認、10～12 月に家庭復帰や次年度の進路についての話し合い、2～3 月に次年度の自立支援計画を子どもや里親や施設職員と一緒に検討すること、などが考えられます。そのような取り組みが、担当児相としての一貫した取り組みに繋がっていくと期待します。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	<b>A</b>
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	<b>A</b>
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	<b>A</b>
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	<b>A</b>

No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	<b>A</b>
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	<b>B</b>
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	<b>A</b>
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	<b>A</b>
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	<b>A</b>
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	<b>A</b>
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	<b>A</b>
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	<b>S</b>
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	<b>A</b>
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	<b>A</b>

## 第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等	
<p><b>&lt;評価できる点&gt;</b></p> <p>以前から県で取り組んでいたフォスタリング（里親開拓や里親支援等）業務を新設の里親支援センターに委託するなど、県として里親委託の推進に取り組んでいます。その結果、都道府県レベルでは全国3位の里親委託率になっています。</p> <p>また、管内に3か所のファミリーホームがあり、一時保護委託やショートステイ等で連携が図られています。</p>	
<p><b>&lt;改善が必要な点&gt;</b></p> <p>既に第II部、第IV部で詳しく触れたように、この分野の業務について業務分担や職員の配置等について再検討が必要と思われました。例えば養子縁組里親の場合、里親委託は北部児相が行い、委託中の支援や裁判所への申立ては自立支援班が行います。一方で、特別養子縁組成立後の様々な支援や関係機関との情報の共有などは、再び北部児相が担います。</p> <p>他の部分でも記載していますが、委託・措置中の子どもへの自立支援班と、家庭復帰後に家族支援を担う北部児相の役割分担について、再度ご検討いただきたいと思います。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	<b>A</b>
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	<b>A</b>
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	<b>A</b>

## 第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

－ 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか

家族に対して必要な支援が行えているか

総評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等	
<p><b>&lt;評価できる点&gt;</b></p> <p>家族支援に関しては、SofS の組織的導入と効果的活用によって家族との協働が可能となっており、対立することなくセーフティゴール等に関する共通理解が図られ、実践につながっています。このような SofS による家族支援は、児相による「押し付け」ではなく、保護者や子どもが主体的に行動する原点になっていました。その結果、保護者も子どもも「納得」できるところまで到達することができ、全国の児相支援の目指すべきところと思います。</p> <p>なお、支援関係が作れない保護者に対しては、リスクのレベルによりますが、法的対応にも積極的に取り組む姿勢が窺われました。</p>	
<p><b>&lt;改善が必要な点&gt;</b></p> <p>高く評価できる SofS による家族支援は、施設入所中にも並行して家族に行えることが、家族再統合への大きな力になると思われます。その場合、それまで相談を担ってきた「担当福祉司」が引き続きその業務を担当することがより効果的と考えられることから、それを可能とするような体制や業務分担、もしくは両児相の協働等について検討されてはいかがでしょうか。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	<b>A</b>
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	<b>S</b>
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	<b>A</b>
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	<b>S</b>

## 第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか  
児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

### 総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案等

#### <評価できる点>

市町との役割分担や有機的な連携のために、昨年度まで、法的整理を含め論理的な説明を実施する等の努力を続けてこられました。また SofS を単に子どもやその家族だけではなく、関係機関との情報共有や個別ケース検討会議においても用いることで、支援する関係機関の理解を得ていること、また、市町と児相の役割分担が明確にされていることで、個別事例への支援を「押し付け合う」ことなく連携を強化している印象を受けました。

さらに児相から市町への送致に際しても事前に状況や支援方針を伝え、市町の理解を得て行われていることが、援助方針会議の様子から確認できました。

市町の職員体制の充実と支援の分担がスムーズになったこと等により、北部児相の虐待相談件数が 2 年連続減少傾向にあることは高く評価できます。このことが福祉司の負担軽減に確実に繋がっていると思われます。

また、県として児童福祉審議会（以下「児福審」という）に児相が直面する困難事例を報告しており、その中には以前の審議事案の経過報告もされています。

#### <改善が必要な点>

北部児相としては努力されていますが、市町から児相に対しては、より緊密な連携の要望も寄せられていました。理念の共有も含め、相互理解と協働のための不断の努力が必要な領域です。関係機関への児相の理解促進に取り組んでおられますが、事例ヒアリングでの具体的な事例では、関係機関によって、子どもの側に立った理解と支援という北部児相のスタンスとは異なった対応がまだ残存しているように見受けられました。個々の事例対応を通して児相の考え方を理解していただく取り組みを、一歩ずつ粘り強く進めてほしいと願います。

また市町の資質向上として県主催で研修が行われていますが、中央児相が担当され、北部児相独自の取り組みは少ないようです。例えば人事交流なども視野に入れることが出来るのではないのでしょうか。また援助方針会議の傍聴や要対協の個別ケース会議の場等の活用によって更なる相互理解を進めるだけでなく、市町職員の OJT としても研修の機会を提供できると思います。これらの取り組みによって、市町職員の資質向上も含めた市町支援を工夫していただければと思います。

さらに市町が支援する現場においても SofS が浸透するよう、OJT として、市町に虐待通告があった場合に一緒に SofS を使った対応策の検討をすることなどにより、更に良い連携につながるのではないかと感じました。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	<b>A</b>
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	<b>A</b>
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	<b>A</b>
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	<b>A</b>
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	<b>A</b>
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	<b>A</b>
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	<b>A</b>